

お客様各位

枚方信用金庫

電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」の改定について

平素は枚方信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、令和4年11月に、電子データでの交換を行う「電子交換所」を設立することを決定しました。

電子交換所への移行に伴い、手形・小切手の交換の取扱いが変更になるため、当金庫は、下記のとおり「当座勘定規定」および「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」を改定します。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客様におかれましても、改定後の規定・用法が適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 改定対象

- (1) 当座勘定規定（一般用）
 (2) 約束手形用法
 (3) 為替手形用法
 (4) 小切手用法
- （2）～（4）をまとめて、以下「手形等」といいます。

3. 主な改定内容

(1) 当座勘定規定（一般用）の改定点

条 項	内 容
第8条 (手形・小切手の支払い)	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの
第9条 (手形・小切手用紙)	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定および、同期限経過後の取扱い規定の追加
第17条 (印鑑照合等)	イメージファイルにより印鑑照合・手形・小切手用紙の確認を行う旨の免責規定の追加
第28条 (個人情報情報センターへの登録)	全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人情報センターの登録規定の削除

(2) 手形等の改定点

- ①チェックライターにより金額印字を行う場合には、3桁ごとに「, (カンマ)」を印字するよう規定を追加しました。
- ②漢数字を使用する場合、使用可能文字を一覧化して追加しました。
- ③金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名押印、訂正印等の押印、金額複記または訂正等の記載が被ることを禁止する規定の追加、手形等用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号、QRコード欄）を追加しました。

※改定の詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。

以上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

改 定 後	改 定 前
<p>第8条（手形・小切手の支払い）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第8条（手形・小切手の支払い）</p> <p>（1）省略</p> <p>新設</p> <p>（2）同左</p>
<p>第9条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）省略</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第9条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）省略</p> <p>新設</p> <p>（4）同左</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手</p>

<p>もって照合し、相違ないものと認めて取扱い ましたうえは、その手形、小切手、諸届け書 類につき、偽造、変造その他の事故があつて も、そのために生じた損害については、当金 庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的 記録により当金庫に画像として送信される ものを含みます。）を、相当の注意をもって第 9条の交付用紙であると認めて取扱いまし たうえは、その用紙につき模造、変造、流用 があつても、そのために生じた損害につい ては、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手 用法に違反したために生じた損害につい ても、第1項と同様とします。</p>	<p>形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造 その他の事故があつても、そのために生じた 損害については、当金庫は責任を負いませ ん。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当 の注意をもって第9条の交付用紙であると 認めて取扱いましたうえは、その用紙につ き模造、変造、流用があつても、そのために生 じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>
<p>(削除)</p>	<p>第28条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一 つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営 する個人情報センターに5年間（ただし、下 記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同 センターの加盟会員ならびに同センターと提携 する個人情報機関の加盟会員は自己の取引 上の判断のため利用できるものとします。 ①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を 理由として解約されたとき。 ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第28条（成年後見人等の届出） (1)～(5)省略</p>	<p>第29条（成年後見人等の届出） (1)～(5)省略</p>
<p>第29条（規定の変更） (1)～(2)省略</p>	<p>第30条（規定の変更） (1)～(2)省略</p>
<p>第30条（準拠法、裁判管轄） (1)～(2)省略</p>	<p>第31条（準拠法、裁判管轄） (1)～(2)省略</p>

約束手形用法

改 定 後	改 定 前
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(4) 新設</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図グレー部分)は使用しないでください。また、記名捺印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		100		1,000		10,000								
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

No.	約束手形		AA000051	全国 5001 1656-001	
取入	金額	殿	支払期日	令和	年 月 日
印紙	上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。		支払地	枚方信用金庫	
令和	年	月	日	振出地	
住所		振出人		QRコード	
⑈020⑆⑈500⑆⑈1656⑆⑈000⑆⑈0000⑆⑈0005⑆					

為替手形用法

改定後	改定前
<p>5.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>5.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(4) 新設</p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p>
<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図グレー部分)は使用しないでください。</p>	<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>						
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

No.	為替手形 AA123456		
支払人(引受人名)	殿		全国 5001 1656-001
金額	102	支払期日	令和 年 月 日
取入印紙		支払地	
(受取人)	引受 またはその指図人へこの為替手形と引替えに上記金額をお支払ください		枚方信用金庫
令和 年 月 日	振出地	住所	振出人
	拒絶証書不要		引受 令和 年 月 日
			用紙交付 枚方信用金庫

小切手用法

改定後	改定前
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、「※」、「★」などの終止符を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用しないでください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)(下図グレー部分)は使用しないでください。また、記名捺印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。また、記名捺印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>						
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●小切手用紙

